

尾張旭市第3次健康あさひ21計画策定支援業務仕様書（再募集）

本仕様書は、尾張旭市（以下「市」という。）が受託者に委託する「尾張旭市第3次健康あさひ21計画策定支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

1 業務の名称

尾張旭市第3次健康あさひ21計画策定支援業務

2 業務の目的

健康増進法第8条第2項に基づく市の健康増進計画「尾張旭市第2次健康あさひ21計画」（以下「現行計画」という。）が令和6年度をもって終了することから、次期計画として「尾張旭市第3次健康あさひ21計画」（以下「次期計画」という。）を策定する。

令和5年度は現行計画の達成状況を最終評価し、令和6年度には最終評価の結果を反映した次期計画を策定することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 策定方針

(1) 次期計画は、本市における市民の健康増進に関する施策を総合的・計画的に推進するために策定する。

(2) 健康と食育は、食生活や口腔衛生等において密接に関係しているため、次期計画の「食育」に関わる部分は、食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」として位置づける。

(3) 「健康あさひ21計画」（第1次計画）は、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、家庭、地域、社会全体で支援する環境づくりを推進していくことを目的に策定した。

「第2次健康あさひ21計画」では、第1次計画の考え方やこれまで本市で取り組んできた健康づくり活動を引き継ぎ、家族や地域の「ふれあい」「支えあい」をより重視しながら健康づくりに取り組むことをめざしている。

次期計画では、これまでの取り組みを継承しつつ、現状の把握・分析や市民意識、社会情勢の変化を勘案し（現行計画の最終評価を踏まえ）、現在の市に相応しい目標を定め、それを実現するために市、市民、市民団体、事業者が協力して取り組むことができる計画とする。

(4) 国や県の健康増進計画、食育推進計画を勘案しながら、市の特性に合わせた計画とする。

(5) 上位計画である現行の「尾張旭市第五次総合計画」及び令和5年度中に策定予定の次期総合計画との整合を図りつつ、市の関連計画や関連施策とも整合・連携させた計画とする。

5 業務内容

【令和5年度】

(1) 現状把握・分析

- ア 計画策定に係る社会情勢の把握
- イ 上位計画及び関連計画の把握
- ウ 市の健康状態（人口動態、医療統計、健康寿命、平均寿命、各種健診実施状況等）の把握
- エ 先進事例の収集・整理
- オ 現行施策の進捗状況を踏まえた課題の整理

(2) 市民アンケートの実施

受託者は、市と協議の上でアンケート調査票の作成（下記アの「成人」区分のみ）、封入封緘（宛名ラベル貼付含む）、発送、回収及び結果の集計・分析を行う。

なお、発送及び回収に係る費用は、全て受託者が負担し、契約金額の範囲内で対応する。

調査票の印刷（下記アの「成人」区分を除く）及び往信用封筒（角型2号）・返信用封筒（長形3号）の作成は、市が行う。

調査対象となる市民の抽出及び宛名シールの作成は、市が行う。

経年比較のため、区分や対象者数は前回と同規模を想定するが、その他、市民アンケートの実施方法（Web回答の導入など）について提案すること。

ア 前回（令和元年度）では、調査票は以下の8区分とし、約3,000名を調査対象とした。前回実施の区分や対象者数等は以下のとおり（参考）。

- ・妊婦：200名（8頁程度、中綴じ：妊婦の方に発送、返送回収）
- ・乳児：200名（8頁程度、中綴じ：健診時に直接配布（一部発送）、返送回収）
- ・幼児：200名（8頁程度、中綴じ：健診時に直接配布（一部発送）、返送回収）
- ・小学校低学年（2年生）：200名（8頁程度、中綴じ：学校を通じて直接配布、直接回収）
- ・小学校高学年（5年生）：200名（8頁程度、中綴じ：学校を通じて直接配布、直接回収）
- ・中学生（2年生）：200名（8頁程度、中綴じ：学校を通じて直接配布、直接回収）
- ・17歳：300名（8頁程度、中綴じ：高校2年生の年齢に発送、返送回収）
- ・成人：1,400名（12頁程度、中綴じ：20代から70代までを対象に、20代及び30代は各300名、40代から70代までは各200名に発送、返送回収）

イ 調査票の設問設計にあたっては、令和元年度に実施した中間評価時の設問を基礎に、国や県計画の動向を踏まえた新指標など、社会情勢の変化を勘案すること。

ウ 調査票及びラベルの貼付・封入封緘は、下記の数量を目安とすること。

調査票の印刷（「成人」区分のみ1,400部）

宛名ラベルの貼付・封入封緘（「妊婦」・「17歳」・「成人」区分で計1,900部）

エ 前回アンケートの回収結果（参考）

【令和元年度に実施した「中間評価」アンケートの実績】

妊婦 配布：200人、回収：100人、回収率：50.0%

乳児保護者	配布： 196 人、回収： 111 人、回収率：56.6%
幼児保護者	配布： 227 人、回収： 102 人、回収率：44.9%
小学2年生	配布： 212 人、回収： 193 人、回収率：91.0%
小学5年生	配布： 216 人、回収： 200 人、回収率：92.6%
中学2年生	配布： 224 人、回収： 218 人、回収率：97.3%
17歳	配布： 300 人、回収： 105 人、回収率：35.0%
成人	配布：1,400 人、回収： 581 人、回収率：41.5%
合計	配布：2,975 人、回収：1,610 人、回収率：54.1%

オ アンケート結果は、表、グラフ、分析コメントを使用し、「アンケート調査結果報告書」としてとりまとめること。

(3) 最終評価のとりまとめ

市民アンケート結果や各種データを整理し、現行計画目標値に対する最終評価（目標達成状況、評価結果、今後の課題についての整理）を行い、「最終評価報告書」としてとりまとめること。

(4) 会議開催への支援

市が計画策定のために開催する会議（会議委員は14名を予定）への支援を行うこと。

- ア 会議に出席し、資料の説明を含めて行うこと。
- イ 会議開催の事前打合せを行うこと。
- ウ 会議資料の作成を行うこと。
- エ 会議後は速やかに議事録（要旨）を作成し提出すること。
- オ 令和5年度は2回の開催を予定すること。

(5) 成果品の納品

成果品は、「アンケート調査結果報告書」「最終評価報告書」とする。

- ア アンケート調査結果報告書：A4判、白黒、データのみ納品
- イ 最終評価報告書：A4判、白黒、データのみ納品
- ウ 市が必要とする資料等：データのみ納品
- ※ データについては、PDF形式のファイルとともに、加筆修正が可能な形式（ワード・エクセル等）で納品すること。

【令和6年度】

(1) 会議開催への支援

市が計画策定のために開催する会議（会議委員は14名を予定）への支援を行うこと。

- ア 会議に出席し、資料の説明を含めて行うこと。
- イ 会議開催の事前打合せを行うこと。

- ウ 会議資料の作成を行うこと。
- エ 会議後は速やかに議事録（要旨）を作成し提出すること。
- オ 令和6年度は3回の開催を予定すること。

(2) 作業部会への支援

次期計画策定の中心的な検討組織として、作業部会を組織する予定。

作業部会の実施方法について提案すること。

- ア 部会に出席し、資料の説明を含めて行うこと。（部会の開催は2回程度を予定すること。）
- イ 部会開催の事前打合せを行うこと。
- ウ 部会資料の作成を行うこと。

(3) 次期計画の作成

これまでの調査・分析結果や会議での意見を反映し、健康課との協議を重ねながら、骨子案、素案、最終案の順に作成を進めること。

次期計画書の構成や編集イメージについて提案すること。

- ア 基礎調査結果等を踏まえた計画課題の抽出
- イ 施策の整理及び骨子案の検討
- ウ 基本的方向性（基本理念、基本方針等）の検討
- エ 次期計画の構成の検討
- オ 次期計画素案の作成
- カ パブリックコメントの実施支援（意見に対する対応策の助言等）、リライト作業
- キ 次期計画最終案の作成

(4) 成果品の納品

- ア 次期計画素案：A4版、白黒、データのみ納品
- イ 次期計画書：A4版、100頁程度、表紙カラー、白黒、データのみ納品
- ウ 概要版：A4版、4頁、カラー、データのみ納品
- エ 市が必要とする資料等：データのみ納品
- ※ データについては、PDF形式のファイルとともに、加筆修正が可能な形式（ワード・エクセル等）で納品すること。

6 その他

- (1) 本業務執行管理を常時適切に行い、市から要請がある場合には、執行状況や途中経過等の報告を速やかに行うこと。
- (2) 本業務を円滑に遂行するため、市と随時打合せ等を行い協議すること。
- (3) 本業務には業務遂行に必要な経験と知識を有する者を配置すること。また、市が不適と判断する場

合には速やかに必要な人員を配置すること。

- (4) 本業務による成果品に対する権利は、全て市に帰属するものとし、市の承諾を得ないで使用したり他人に公表したりしてはならない。
- (5) 成果品に不良個所が発見された場合は、業務終了後であっても、速やかに市が必要と認める訂正、補足その他必要な措置を行い、これに必要な費用は受託者の負担とする。ただし、市に帰すべき事由による場合はこの限りでない。
- (6) 本業務の実施にあたり、関係法令、規則等を遵守すること。
- (7) 業務の遂行上知り得た情報については、守秘義務を遵守すること。また、個人情報を取扱う場合は個人情報及びプライバシー保護に努めること。
- (8) 本仕様書に記載のある事項に関して疑義が生じた場合又は本仕様書に記載のない事項については、市と別途協議するものとする。